



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位



令和6年11月1日（金） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
里川・水産振興課	里川振興係	福井・脇海道	内線 4214 直通 058-272-8455 FAX 058-278-2695

令和6年度世界農業遺産「清流長良川の恵みの逸品」を募集します！

県及び世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会^{※1}では、清流長良川の恩恵を受け育まれた自慢の商品を「清流長良川の恵みの逸品」^{※2}として認定し、世界農業遺産の保全・活用・継承に取り組んでいます。

このたび、新たに認定を希望する商品を下記のとおり募集しますので、お知らせします。

記

1 募集期間

令和6年11月1日（金）から12月27日（金）まで

2 応募要件等

(1) 対象商品

食品（農林水産物等一次産品及びその加工品、飲料）、地場産品及び旅行商品等（原則過去3年間の商品生産、製造又は販売の実績が必要）

(2) 認定基準

長良川とのつながりや、背景にある物語性、独自性、優位性など、商品そのものについて審査するとともに、世界農業遺産のブランド力向上への意欲や消費者の安心感・信頼感を確保する取組み等を審査

3 応募書類等

岐阜県公式ホームページから応募書類等をダウンロードし、世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会事務局まで郵送、メール又は持参してください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/151662.html>

清流長良川の恵みの逸品

検索

4 応募・問い合わせ先

世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会事務局（岐阜県農政部里川・水産振興課内）

住所：〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県庁 13 階

電話：058-272-8455（直通） E-mail：c11428@pref.gifu.lg.jp

※1 世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会

2015年に世界農業遺産に認定された「清流長良川の鮎」を象徴とする「長良川システム」を保全・活用・継承していくことで、農林水産業の振興、伝統漁法や文化の継承、地域ぐるみの河川や環境の保全、観光誘客などを推進することを目的に、設立

※2 「清流長良川の恵みの逸品」

「清流長良川の鮎」の普及啓発や保全・活用・継承につながる商品を「清流長良川の恵みの逸品」として認定する制度を、世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会が2016年に創設。「清流長良川の恵みの逸品」に認定されることにより、ロゴマークの販売商品への使用が可能となり、商品のイメージアップや販路機会の拡大に寄与

※農林水産物、加工品、伝統工芸品など62商品を認定（R6.10現在）